

広島県告示第六百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十三年八月四日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年七月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
一般国道一八三号	三次市和知町二五五二番一地从先から 三次市和知町字歳政一七六〇番一地从先まで	平成二十三年七月二日